

令和6年度税制改正見直し事項（廃止・縮減）

（復興庁・国土交通省・環境省）

項目名	被災者が直系尊属から住宅取得等資金の贈与を受けた場合の贈与税の非課税措置							
税目（条文番号）	贈与税							
見直しの内容	<p>(1) 現行制度の概要 東日本大震災の被災者が直系尊属から贈与を受けた住宅取得等資金のうち最大1,500万円までの金額について贈与税を非課税とする。対象となる者及び適用期限は次の通り。 ①東日本大震災により滅失（通常の修繕によっては原状回復が困難な損壊を含む。）をした住宅に居住していた者については、令和5年12月31日までの間に贈与を受けた場合。 ②警戒区域設定指示等の対象区域内に所在する住宅に居住していた者（居住しようとしていた者を含む。）については、警戒区域設定指示等が解除された日以後一年を経過する日までの間に贈与を受けた場合。</p> <p>(2) 見直しの内容 贈与税を非課税とする対象者及び適用期限を次の通りとする。 ①東日本大震災により滅失（通常の修繕によっては原状回復が困難な損壊を含む。）をした住宅に居住していた者については、非課税措置の延長を行わず、令和5年12月31日をもって終了とする。 ②警戒区域設定指示等の対象区域内に所在する住宅に居住していた者（居住しようとしていた者を含む。）については、引き続きその警戒区域設定指示等が解除された日以後一年を経過する日までの間を対象とする。</p> <p>【関係条文】 ○東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第38条の2</p> <table border="1" data-bbox="890 1189 1503 1393" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="text-align: center;">平年度の増収見込額</td> <td style="text-align: center;">－ 百万円</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">（制度自体の減収額）</td> <td style="text-align: center;">(▲66,000 百万円の内 数)</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">（改正増減収額）</td> <td style="text-align: center;">(－ 百万円)</td> </tr> </table>		平年度の増収見込額	－ 百万円	（制度自体の減収額）	(▲66,000 百万円の内 数)	（改正増減収額）	(－ 百万円)
平年度の増収見込額	－ 百万円							
（制度自体の減収額）	(▲66,000 百万円の内 数)							
（改正増減収額）	(－ 百万円)							
廃止又は縮減の理由	<p>東日本大震災の発災から12年が経過し、これまでに地震・津波被災地域においては、宅地の整備を目的とした面整備事業が完了するなど、インフラ整備やまちづくり事業が進展している。総じて被災者の住宅再建に向けた環境が整ってきており、多くの地域で住宅再建が進捗してきている。一方、帰還困難区域などでは、外的な要因により、依然として住宅再建が困難な地域も見られ、引き続き住宅再建の支援を行う必要がある。</p> <p>したがって、警戒区域設定指示等の対象区域に特例措置を限定した上で、当該措置を継続する。</p>							